

## 消費税引き上げに伴う審査料、登録料変更のお知らせ

2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税の税率が10%へ引き上がることとなっています。

これにより当協会からの請求に関しては、新税率(10%)にて計算しご請求いたします。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

### ■ 2018年6月から12月に登録した事業者

申請登録料（税込） サービス単位 ※審査料を含む

	毎年払い		2年一括払い
	1年目	2年目	
2018年6月登録の事業者	1年目	216,000円※	388,800円※
	2年目	216,000円※	
2018年10月、12月登録の事業者	1年目	216,000円※	
	2年目	220,000円(注)	

※旧税率(8%)による請求・支払いは完了しています。

(注)2019年8月、10月に請求書発行いたします。

### ■ 2019年1月以降の申請・登録事業者

1) 審査料(税込) サービス単位：文書審査の実施月に請求書発行いたします。

2019年度第2回文書審査 (2019年8月)まで	43,200円(税込)※
2019年度第3回文書審査 (2019年11月)以降	44,000円(税込)

2) 登録料(税込) サービス単位：台帳登録月に請求書発行いたします。

	毎年払い		2年一括払い
	1年目	2年目	
2019年度第1回登録 (6月末登録)	1年目	194,400円※	345,600円※
	2年目	198,000円(注)	
2019年度第2回登録 (10月登録)以降	1年目	198,000円	3520,000円
	2年目	198,000円(注)	

※旧税率(8%)による請求・支払いは完了しています。

(注)2020年の2年目に請求書発行いたします。